

厚真町 産後ケア事業

すべての方が安心して育児に臨めるよう、
助産師の専門的なケアが無料で受けられます

☆育児が初めての方も、経産婦の方も

☆大きな困り事や心配事がなくても

☆産後のからだのチェックに

☆赤ちゃんの成長確認の機会としても

*赤ちゃんが入院中の方、流産・死産された方も利用可能です



(ご相談の一例)

- ・母乳をうまく吸ってくれない
- ・泣き止まないのは授乳量が足りていない？
- ・母乳を増やしたいけど、どうしたらいいの？
- ・泣いてばかりで全然寝ないけど大丈夫？
- ・からだが反って上手く抱けない…
- ・育児が上手くいかず落ち込んでしまいます
- ・おっぱいのしこりや痛みがある
- ・自分のお産の振り返りをしたい etc

♡ 受けられるケアの内容

・ 育児相談
・ 育児技術の指導

・ 赤ちゃんの計測
・ 授乳相談
・ 乳房ケア

・ 産後のからだのケア
・ 生活面の相談

♡ 利用できるサービス、時期、回数など

事業形態	利用可能時期	利用時間 (1回あたり)	利用回数上限※	注意事項	受けられる場所
訪問型	産後1年以内	2時間以内	5回 <多胎の場合>7回		・菜のはな助産院
通所型 ショート	産後6か月以内 *マミーズクリニックちとせ は産後4か月未満 まで	4時間以内	5回 うちロング2回 <多胎の場合> 7回 うちロング3回	*利用可能時期であっても、 安全なケアの提供が難しい 場合は、利用をお断りする 場合があります。 *食料料(600~700円程度) は全額自己負担です。	・マナ助産院 ・助産院はぐくみ ・マミーズクリニックちとせ
通所型 ロング		7時間以内			・助産院はぐくみ ・マミーズクリニックちとせ

※利用回数は、償還払い制度(裏面)を利用して受ける産後ケアとの合算となります。

菜のはな助産院

(千歳市)

電話: 080-9010-2304

定休日: 土日・祝日



マナ助産院

住所: 千歳市みどり台

南1丁目7-1

電話: 070-3861-9538

定休日: 土日・祝日



助産院はぐくみ

住所: 千歳市みどり台

北3丁目8-3

電話: 080-3232-1624

定休日: 土日・祝日



マミーズクリニックちとせ

住所: 千歳市信濃2丁目1-13

電話: 0123-27-4103

定休日: 木・土曜日午後

日・祝日



※ベッドの空き状況によっては予約後でも利用
日程の変更をお願いする場合があります。

♡ 利用の流れ

※産後に厚真町へ転入された方は、都度ご申請ください。

- ① 妊娠届出時に、「利用申請書」を提出する
- ② 「利用承認通知書」と「利用券」を受け取る
(妊娠36週頃にご自宅にお送りします)
- ③ 産後、利用前に事業所へ直接連絡し、日程を調整する
- ④ 産後ケアを受ける

【持ち物】

- ① 母子手帳
- ② 利用承認通知書
- ③ 利用券
- ④ その他事業所から指定された物

*産後ケアを受けた結果は、利用者様への継続的な支援を目的として、委託事業所と町で共有させていただきます。

♡ 利用に係る注意点 ※必ずお読みください※

- ◆各事業所の併用は可能です。必要時、事業所間でケア内容等の引継ぎをさせていただく場合があります。
- ◆原則、医療行為は行いません。必要時、病院受診をお勧めします。
- ◆電話やメール等のみでのご相談はお受けしません。
- ◆日程変更・キャンセル期日: 前々日の正午まで
※期日を過ぎての変更・キャンセルは1回の利用にカウントされる他、キャンセル料が発生する場合があります。
- ※期日を過ぎての自己都合による変更・キャンセルや無断キャンセルは、全額自己負担で数万円のキャンセル料が発生します。

産後ケア事業 償還払い制度

委託事業所(表面に記載の事業所)以外で産後ケア事業を受けた場合は、後日申請に基づき費用助成を行います。

事業形態	助成対象時期	助成回数上限※	助成上限額	注意事項
訪問型	産後1年以内	5回 *多胎の場合7回	12,000円	食事料及び産後ケアに関わらない費用は助成対象外です。
通所型ショート	産後6か月以内	5回うちロングは2回 *多胎の場合 7回うちロング3回	16,000円	
通所型ロング			28,000円	
宿泊型		2回 *多胎の場合3回	36,000円	

※利用回数は、委託事業所(表面)で受ける産後ケアとの合算となります。

♥ 償還払い制度 利用の流れ

(1) 町担当窓口へ利用希望の申し出を行う

利用予定の産後ケア事業所を教えてください



(2) 町にて審査

町の要件を満たす適切な事業所であるか確認を行い、利用の可否をご連絡します



(3) 予約

利用者ご本人が直接、産後ケア事業所へ予約を行ってください



(4) 産後ケアを受ける

【持ち物】①母子手帳 ②利用券 ③本案内リーフレット を持参してください

※かかった費用は一旦全額を直接事業所にお支払いください



(5) 産後ケアを受けた事業所に、結果報告書の記載をお願いする

「②利用券(下部の結果報告欄)」に結果を記載してもらい受け取ってください

※結果の記載に費用が発生する場合は、利用者本人の自己負担となります



(6) 町担当窓口へ償還払いの申請を行う【期限：産後ケア利用日から1年以内】

【申請時に必要な物】

- ・領収書(産後ケアを受けたとわかるもの)
- ・結果が記載された利用券
- ・母子手帳
- ・振込先のわかる通帳等

♥ 産後ケア実施事業所のみなさまへ

厚真町では、上記の通り償還払い制度を実施しています。大変お手数ですが、ケア内容の報告書への記載等のご対応について、何卒ご配慮くださいますよう、よろしくお願いいたします。

《事業に関するお問い合わせ先》 住民課 健康推進グループ 保健師まで
厚真町京町165番地の1(総合ケアセンターゆくり内)
電話：0145-26-7871